

< 「自主的な判断」の拡大 >

① 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討

(平成23年度税制改正大綱：税収が僅少な法定税や法定任意税の取扱いを検討します。)

② 制限税率の見直し

(平成23年度税制改正大綱：

納税者の権利保護や社会経済・他団体への影響等の観点を踏まえつつ、見直しを検討します。)

③ 地方団体の税率等の選択の自由拡大のための環境整備

④ 地方団体が自主的な取組みを意欲的に進めるために必要な環境整備

< 「執行の責任」の拡大 >

⑤ 法定外税の新設・変更への関与の見直し【継続】

(平成23年度税制改正大綱：

法定外税の新設・変更への国の同意付き協議による事前関与の見直しを検討します。)

⑥ 税務執行面における地方団体の責任

① 法定税の法定任意税化・法定外税化の検討

(1) 現状

- 「法定税」は、地方税法により、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものでない限り、法定税を課さなければならないとされている。
- 「法定任意税」は、地方税法により、目的税として、地方団体が特別の目的の事業等に要する財政収入を確保するため、その受益者に対して課税することができる税とされている。
- 「法定外目的税」は、住民の受益と負担の関係が明確になり、また、課税の選択の幅を広げるとの観点から、平成12年度に創設された。

(2) 論点

- 税収が僅少な法定税や法定任意税をどう考えるか。
- 法定外目的税の制度が創設されたことと課税団体のない又は少ない法定任意税があることをどう考えるか。

<税率についての課税自主権の拡大>

- ② 制限税率の見直し
- ③ 地方団体の税率等の選択の自由拡大のための環境整備
- ④ 地方団体が自主的な取組みを意欲的に進めるために必要な環境整備

(1) 現状

○ 一定税率

特別徴収義務者の負担を軽減するという課税技術上の理由（住民税利子割、配当割等）や多段階の消費課税である税の性質という理由（地方消費税）、円滑な経済流通を阻害しないという理由（地方たばこ税、自動車取得税、軽油引取税）等から一定税率が設定されている。

○ 制限税率

住民自らが負担を決定する性格が強い税目（個人住民税）や多数の納税者が幅広く納税する税目（固定資産税）、法定任意税の一部の税目（水利地益税、共同施設税、宅地開発税）には設けられていない。

○ 標準税率

地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率（地方税法第1条第1項第5号）。

(2) 論点

- 課税自主権の拡大等に照らして、税率の設定を検討すべき税目はあるか。
- 過去の改正により、制度的には課税自主権の拡大は進捗してきていると考えられるが、十分に活用されているか。活用されていないとすれば、その理由は何か。

⑤ 法定外税の新設・変更への関与の見直し

(1) 現状

- 次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。
 - ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
 - ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
 - ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

(2) 論点

- 手続面の関与の見直し
 - ・ 国の関与（同意付き協議）の見直し、事後的な是正措置
- 要件面の関与の見直し

【参考】「中間とりまとめ」9ページ

「法定外税に係る国と地方の協議の意義を積極的に認める立場から、関与の必要性は認めながら、これを縮小していくべきという意見が多く、本研究会としてはその方向で今後さらに議論を進めていきたい。」

⑥ 税務執行面における地方団体の責任

(1) 現状

○ 税務調査

地方税法上、地方団体の徴税吏員は、各税目ごとに定める質問検査権に基づき、納税義務者等に質問し、又は帳簿書類その他の物件を検査することができることとされており、各地方団体が独自に調査を実施。

○ 収納状況

地方税はそのほとんどが年度内に収納されており、平成22年度の滞納発生割合（金額ベース）は1.7%である。（国税は0.6%）

※ 平成22年度決算 調定額 3 1 兆 7 9 百億円、年度内収納額 3 1 兆 2 5 百億円

○ 徴収の現状（地方税滞納の推移）

地方税の滞納金額は平成19年度以降増加していたが、平成22年度は減少。平成19年度の税源移譲後、個人住民税の滞納額の増加が顕著。

(2) 論点

○ 地方団体の税務執行は、適切かつ効率的に行われているか。